

# 一般社団法人おいでん・さんそん 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人おいでん・さんそん と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊田市足助町宮ノ後26番地2に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、都市と農山村をつなぐ種々の活動及び活動に対する支援を行うことにより、人々が満足できる暮らしを創り出し、豊田市ひいては我が国において、豊かで持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 都市農山村交流のコーディネートに関する事業
- (2) 地域活動の支援に関する事業
- (3) 地域の情報の収集と発信に関する事業
- (4) 地域の定住促進に関する事業
- (5) 地域の産業振興に関する事業
- (6) 地域づくり人材の育成に関する事業
- (7) 地域づくりに関する調査、研究事業
- (8) その他、この法人の目的の達成に資する事業

## 第3章 社 員

(社員の構成)

第5条 社員は次の2種とし、正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会した、豊田市において都市と農山村をつなぐ活動を実践する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正社員として入会しようとする者は、正社員の1名又は1団体以上の推薦により、理事会が別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認があったときに正社員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を代表理事に提出することにより賛助会員となる。

(会費)

第7条 正社員は、理事会が別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会が別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正社員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正社員又は賛助会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正社員の半数以上であり、かつ総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該正社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正社員又は賛助会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に定める会費納入の義務を3年履行しなかったとき。
- (2) 死亡、又は解散したとき。
- (3) 総正社員が当該正社員又は賛助会員の資格喪失に同意したとき。

#### 第4章 総会

(構成)

第11条 この法人の総会は、すべての正社員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正社員及び賛助会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正社員の10分の1以上の正社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により代表理事が議長に当たることができない場合、代表理事が議長に当たることがふさわしくない決議を行う場合は、当該総会の出席正社員から互選する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正社員1名又は1団体につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した当該正社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第18条 総会に出席できない正社員は、他の正社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正社員は、理事会が別に定める委任状を代表理事に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第19条 理事又は正社員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席正社員から選出された2名がこれに記名押印又は電子署名をし、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(その他事項)

第21条 総会に関する事項について、法令又はこの定款に定めるものの他は、理事会が別に定める。

- 2 賛助会員は、総会に議決権及び発言権を有しない傍聴者として出席することができる。
- 3 理事及び事務局は、定時総会の開催の機会に、正社員及び賛助会員の学習や相互の情報交換できる会の開催に努めなければならない。

## 第5章 役員

### (役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事会が必要とした場合は、代表理事以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。

### (役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、理事を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び定款の定めにより、法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事会の定めにより、法人の業務を分担執行する。

### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務執行を監査するとともに、法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び従業員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事若しくは監事が欠けた場合に補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める額の範囲内において、報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 理事(当該法人の使用人でないものに限る。)又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び事務局長の選定及び解職
- (4) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な従業員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第32条 通常理事会は、毎年定期的に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により代表理事が議長に当たることができない場合、代表理事が議長に当たることがふさわしくない決議を行う場合は、当該理事会の出席理事から互選する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事が、理事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(その他事項)

第39条 理事会に関する事項について、法令又はこの定款に定めるものの他は、規則により定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第40条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については、その内容を定時総会に報告し、第3号から第5号までの書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 定款及び社員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿

(剰余金の不分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会における、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第46条 この法人は、総会における、総正社員の半数以上であって、総正社員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会における、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、豊田市に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

### (事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、事務局の業務を統括する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会において定める。

### (個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 附 則

### (最初の事業年度)

第53条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

### (設立時の役員等)

第54条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	加藤栄司	澁澤壽一	鈴木辰吉	高野雅夫	戸田友介	西村新	丹羽健司
	萩原恵子	村田元夫	山本薫久				
設立時代表理事	鈴木辰吉						
設立時監事	安藤征夫	鈴木正晴					

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	愛知県日進市香久山四丁目801番地13
設立時社員	加藤栄司
住 所	東京都世田谷区弦巻三丁目24番7号
設立時社員	澁澤壽一
住 所	愛知県豊田市押井町寺ノ入4番地
設立時社員	鈴木辰吉
住 所	愛知県豊田市太田町蟹田6番地
設立時社員	高野雅夫



住 所 愛知県豊田市余平町鹿子洞 3 3 番地 2  
設立時社員 戸田友介  
住 所 愛知県豊田市平戸橋町馬場瀬 6 9 番地 1  
設立時社員 西村新  
住 所 名古屋市熱田区六野二丁目 7 番 1 9 - 2 0 1 号  
設立時社員 丹羽健司  
住 所 名古屋市東区芳野三丁目 6 番 4 号ダイアパレス東白壁 A 棟 5 1 5 号  
設立時社員 萩原恵子  
住 所 愛知県長久手市氏神前 2 2 2 番地 2  
設立時社員 村田元夫  
住 所 愛知県豊田市桑田和町日面 7 1 番地 1  
設立時社員 山本薫久  
住 所 愛知県豊田市足助町本町 3 7 番地  
設立時社員 西田又紀二

(法令の準拠)

第 5 6 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人おいでん・さんそん設立のため、設立時社員加藤栄司外 10 名の定款作成代理人  
司法書士近藤敬広は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

設立時社員 加藤栄司  
設立時社員 澁澤壽一  
設立時社員 鈴木辰吉  
設立時社員 高野雅夫  
設立時社員 戸田友介  
設立時社員 西村新  
設立時社員 丹羽健司  
設立時社員 萩原恵子  
設立時社員 村田元夫  
設立時社員 山本薫久  
設立時社員 西田又紀二

上記設立時社員の定款作成代理人

愛知県豊田市丸山町八丁目 4 9 番地 2

司法書士 近藤敬広

(登録番号 1 1 1 1)